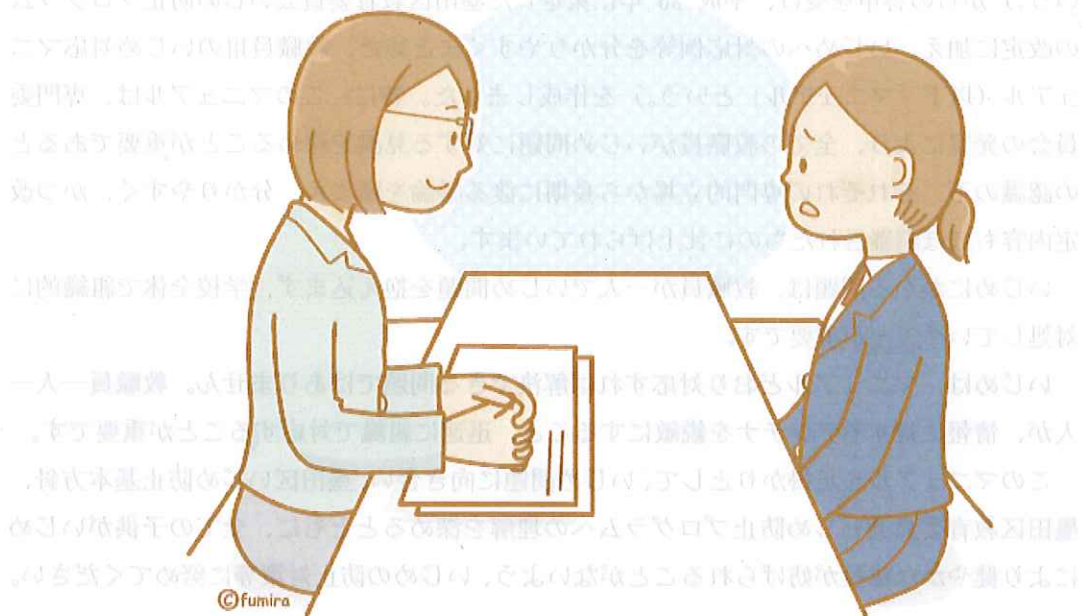


【墨田区 教職員用】

いじめ対応マニュアル

～ 子供の心に寄り添う気持ちを大切に ～



「いじめ」は、子供一人で解決できる問題ではありません。

「いじめかな？」と少しでも感じたら、すぐに対応しましょう。

平成30年3月

墨田区教育委員会

教職員の皆様へ

平成 25 年にいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律 71 号）「以下「法」という。」が制定され、いじめの定義やいじめへの対処等が明確にされました。しかし、法の制定から 3 年が経過したにもかかわらず、いじめを原因とした痛ましい事件が後を絶ちません。このことから、平成 29 年にいじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定）「以下「国の基本方針」という。」が改定され、いじめの定義が広がるとともに、いじめの対処等に関する考え方等についても大きく変更されました。

本区においては、墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会（学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者のうちから、教育委員会が任命する委員をもって構成するいじめの防止等のための対策を実効的に行う組織。以下「専門委員会」という。）からの答申を受け、平成 26 年に策定した墨田区教育委員会いじめ防止プログラムの改定に加え、いじめへの対応例等を分かりやすくまとめた、教職員用のいじめ対応マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成しました。特に、このマニュアルは、専門委員会の発案により、全ての教職員がいじめ問題に対する見識を深めることが重要であるとの認識の下、それぞれの専門的立場から長期に渡る議論を踏まえ、分かりやすく、かつ改定内容もほぼ網羅されたものに仕上げられています。

いじめにかかる問題は、教職員が一人でいじめ問題を抱え込まず、学校全体で組織的に対処していくことが重要です。

いじめは、マニュアルどおり対応すれば解決できる問題ではありません。教職員一人一人が、情報に対するアンテナを鋭敏にすること、迅速に組織で対応することが重要です。

このマニュアルを足掛かりとして、いじめ問題に向き合い、墨田区いじめ防止基本方針、墨田区教育委員会いじめ防止プログラムへの理解を深めるとともに、全ての子供がいじめにより健やかな成長が妨げられないことがないよう、いじめの防止対策等に努めてください。

平成 30 年 3 月

墨田区教育委員会

<目次>

はじめに

1 「いじめ」とは？（「いじめの定義」について）	3
2 いじめの認識のズレ、知っていますか？	4
3 「けんか」なの？「いじめ」なの？どっちかな？	5
4 「好意で行った言動等」でいじめとなった場合の注意点	6
5 未然防止・早期発見対策（コミュニケーションを大切に）	7
6 「いじめ」を深刻化させないために	8
7 「重大事態」への適切な対処に向けて	9
8 いじめの「解消」について	10
9 墨田区版 OK・NG集	11
10 墨田区版 いじめフローチャート（個人対応用）	12
11 墨田区版 いじめフローチャート（組織対応用）	13

おわりに

1 「いじめ」とは？（「いじめの定義」について）



いじめ防止対策推進法では、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とされています。

【ポイント】

いじめられている側が、「いじめられている」と感じた時点で、それは「いじめ」の問題として扱うべき事案となります。

また、起こった場所は学校の内外を問いません。

★ いじめを見逃さないようにするには…

「いじめ」は早期発見に努めることが大切です。普段から子供たちとのコミュニケーションを深め、「サイン」を見逃さないように心掛けることが必要です。

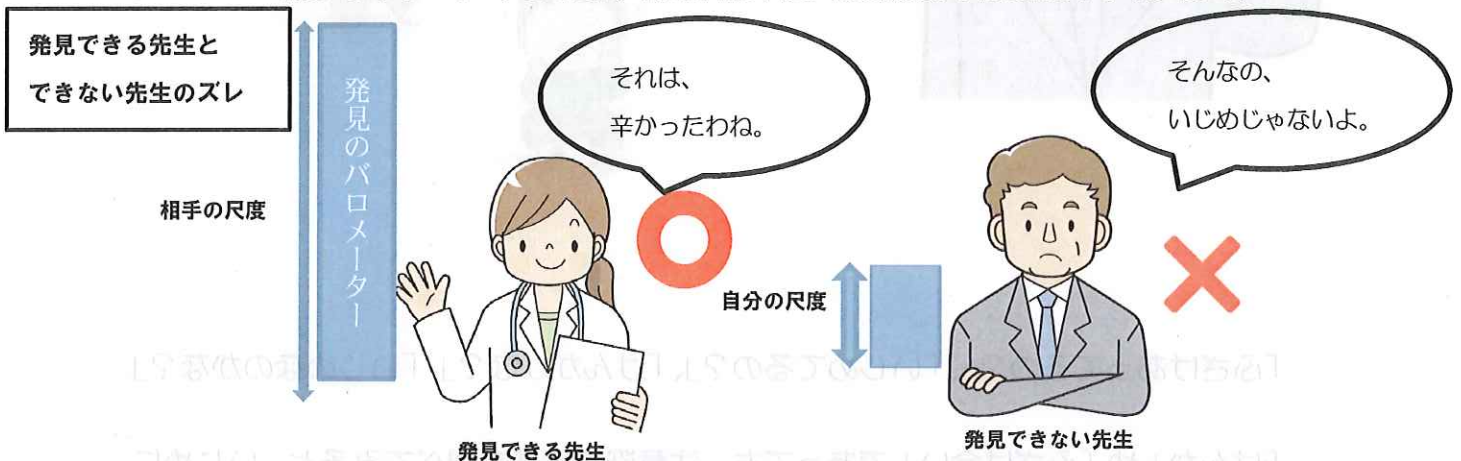


イラスト「法務省ホームページ」より

2 いじめの認識のズレ、知っていますか？

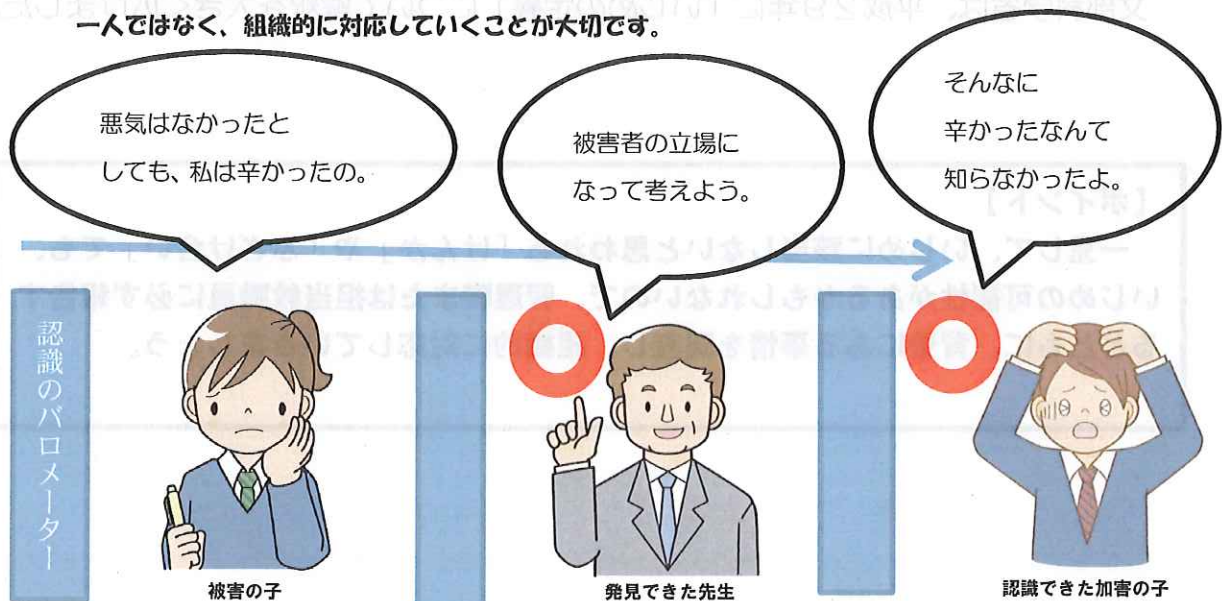


「加害の子」は、「大したことではない」と、思っているケースが多く、被害の子が感じる「痛みのバロメーター」との差が、大きければ大きいほど深刻な事態を招きやすくなります。



「いじめ」を見逃してしまう大きな要因は、先生の発見のバロメーターが低く、被害の子の痛みを、自分の尺度で「いじめではない！」と決めつけてしまうことにあります。

また、発見できた先生の中には、いじめの事実を一人で抱え込んでしまう傾向があることにも注意が必要です。一人ではなく、組織的に対応していくことが大切です。



「いじめの認識」にズレがあると「初期の対応」が遅れ、深刻な事態を招いたり、大きなトラブルに発展したりするおそれがあります。被害者の立場に立ち、「いじめの認識」のズレを小さくしていくことが、いじめ問題の解決のカギとなります。

3 「けんか」なの？「いじめ」なの？どっちかな？



「ふざけあってるの？」、「いじめてるの？」、「けんかかな？」、「いじめなのかな？」

「けんか」や「ふざけ合い」であっても、注意深く背景を調べてみると、いじめにつながる危険性があることがあります。このような場合にも、きちんと背景を調査した上で、その行為がいじめに該当するか否かを判断していくことが重要になります。文部科学省は、平成29年に「いじめの定義」について解釈を大きく広げました。

【ポイント】

一見して、いじめに該当しないと思われる「けんか」や「ふざけ合い」でも、いじめの可能性もあるかもしれないので、管理職または担当教職員に必ず報告するとともに、背景にある事情を調査し、組織的に対応していきましょう。

4 「好意で行った言動等」でいじめとなった場合の注意点

「好意で行った言動等」でいじめとなる場合もあります。

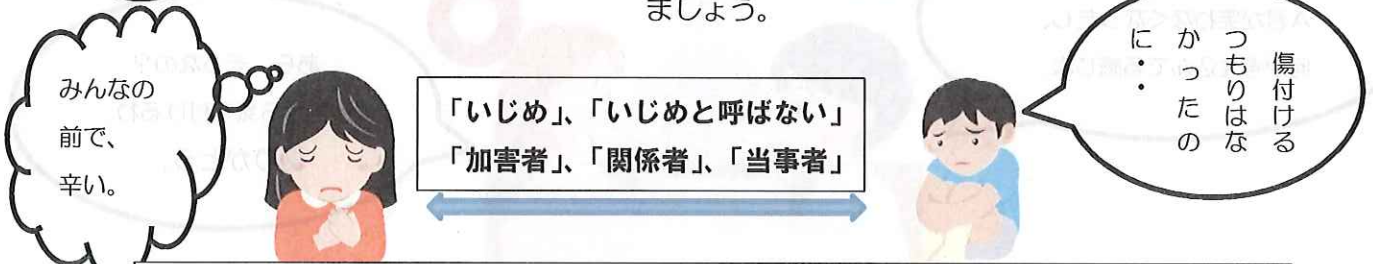
そのようなケースでは、加害側とされる子供等を安易に「加害者」と呼ぶことや「加害者」として指導してはいけないケースがあります。



「好意で行った言動等」でいじめとなったケースでは、加害側の子供等に対し、その全てが厳しい指導を要する場合は限りません。根気よく長期的な展望をもちながら丁寧な指導をしていく必要がある場合がありますので注意しましょう。

「柔軟な対応」の判断は、教職員個人ではなく学校として判断し、組織的に対処していく必要があります。

※ 被害の保護者・子供等にも丁寧に説明し理解を得ましょう。



【アドバイス】

例えば、あえて「加害者」とは呼ばずに、「関係者」、「当事者」等、異なる呼称を用いることも、大事な加害の子供等の支援となる場合があります。



好意から行った行為が意図せず相手側の児童等に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義する「いじめ」に該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策委員会へ情報共有することは必要となることに注意する。

5 未然防止・早期発見対策（コミュニケーションを大切に）

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」より（平成29年3月 文部科学省）

いじめを未然防止・早期発見するためには、全ての教職員が、主体的に学校いじめ対策委員会に参画する意識をもち、互いにコミュニケーションを図っていくことが重要です。

気になった情報は、些細なことでも互いに共有し、情報を一人だけで抱え込まず、常に先輩教職員や学年主任等と相談しながら、いじめの「未然防止・早期発見対策」を講じていきましょう。

<教職員間での共通の理解・認識>

最近、あなたのクラスのA君が笑わなくなったし、何か考え込んでる感じよ。

よし、みんなで注視していこう。

あら、そうなの？
今日から気を付けるわ。
ありがとう。



【ポイント】

一人で抱え込まず、気付いたこと、分かっている情報を、教職員間で「共通認識」することが、いじめ防止・早期発見に有効な役割を果たします。

そんなこと放っておけよ。日常茶飯事だろ。

教員は勉強だけ教えればいいんだよ。

そもそも、君はいじめの担当じゃないだろ。



墨田先生、B君のことで気になることが・・・

「いじめ」はどの学校、どの子供にも起こります。

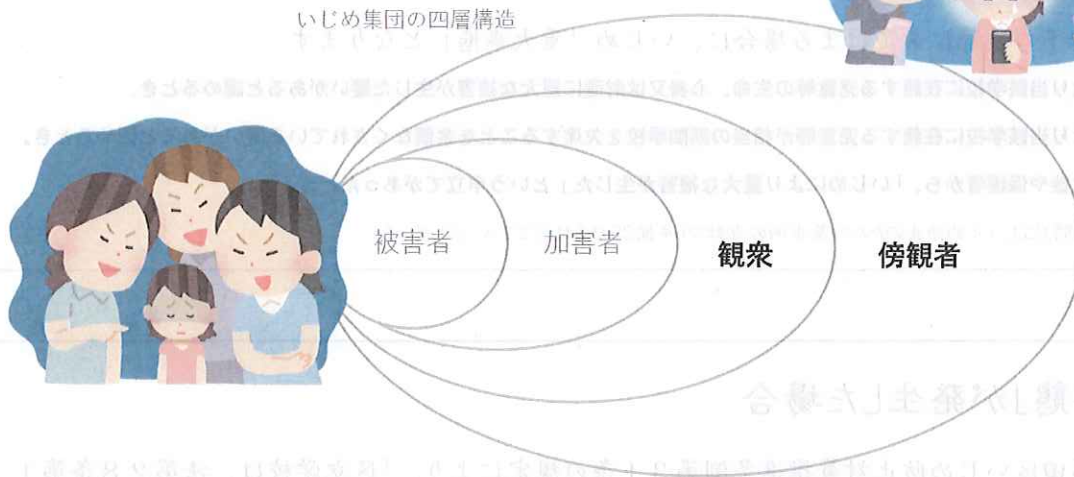
些細な情報でも共有し、深刻ないじめに発展

させぬよう、取り組みましょう。

6 「いじめ」を深刻化させないために

いじめの構造（いじめ集団の四層構造）

- いじめる子供
- 観衆（はやしたてたり、おもしろがったりして見ている。）
- いじめられる子供
- 傍観者（見て見ないふりをする。）



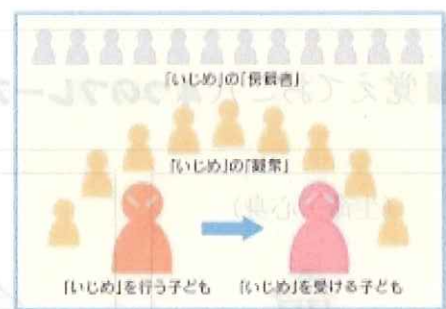
【ポイント】

「いじめ」を発見したときは、「被害者」、「加害者」だけでなく、加害・被害の子供以外の子供への目配りが必要です。

いじめが深刻化するケースでは、「観衆」「傍観者」の存在が大きく関係しているといわれています。

「観衆」、「傍観者」が多ければ多いほど、いじめという力の乱用に対する服従の構造を広げ、それが集団圧力となって「止めに入る子」をためらわせます。

日頃から、子供たちへ「いじめ」を見つけたら「はやしたてる」、「見て見ないふり」をするのではなく、仲裁に入るか、すぐに教職員へ相談することを伝えていきましょう。



いじめの持続や拡大には、いじめる子供といじめられる子供以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる子供が大きく影響している。

「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持し、いじめを促進する役割を担っている。（文科省ホームページ「いじめへの対応のヒント」より）

7 「重大事態」への適切な対処に向けて

いじめが発生した場合において、学校及び教職員は、「重大事態」とならぬよう、いじめの解消に向け、組織として真摯に対処していくことは当然のことです。

しかし、対策を十分に講じたにも関わらず、以下の状態に陥ってしまった場合は、学校は、速やかに「重大事態」として対処しなければなりません。

■いじめ「重大事態」とは

「いじめ」が以下の条件にあてはまる場合に、いじめ「重大事態」となります。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (3) 被害児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき。

※(2)の「相当の期間」とは、いじめ防止のための基本の方針で「年間30日を目安とする。」としている。

■「重大事態」が発生した場合

区では、墨田区いじめ防止対策推進条例第31条の規定により、「区立学校は、法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、教育委員会を通じて、その旨を区長に報告しなければならない。」とされています。(区独自規定)

また、同条第2項の規定により、重大事態の調査は、いじめに関する専門的な知識を有する委員で構成される「墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会」が行うこととなっています。

(区独自規定)

■覚えておこう(4つのフレーズ「重大事態」)

(生命・心身)

命

(財産)

金銭

(欠席)

30日

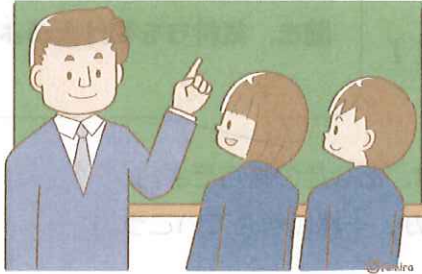
(申出)

訴え

【ポイント】

重大事態の認定に当たり、特に注意すべきポイントは、定義やガイドライン等にとらわれ過ぎず「緊急性を感じたら、直ちに対応」することです。

8 いじめの「解消」について



いじめが安易に「解消」とされ、対応がなされていない現状（いじめ認知件数全体の約 89%が「解消」とされている）があります。

このことから、「いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。」ということをしかりと認識する必要があります。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する必要があります。

①【いじめに係る行為が止んでいること】

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。



②【被害者が心身の苦痛を感じていないこと】

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。



【ポイント】

安易に「いじめは解消」としてしまうことには、注意が必要です。

「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害の子供及び加害の子供については、日常的に注意深く観察する必要があります。

9 墨田区版 OK・NG集

子供の気持ちに寄り添って、話を聞き、気持ちを受け止めよう！

① どんなに多忙でも、時間をとってよく話を聞く！

→ まずは、子供との信頼関係を築くこと。

OKワード

「話してくれて、ありがとう。」「私は、あなたの味方だよ。」
「あなたを守るためにどうしたらよいか、一緒に考えていこう。」

NGワード

「それは、考えすぎじゃないかな。」「あなたも、何かしたのではないかな。」
「被害妄想ではないか。」「そんなこと気にしないで、生活していこう。」

被害感に寄り添い、いじめられおびえている子供を安心させることを最優先しましょう。

② 一人で抱え込まない！

→ 情報収集を行い、分析し、学校いじめ対策委員会に報告し、指導方針等を協議する。

OKワード

「先生たちみんなで力を合わせて、解決するために取り組んでいくよ。」
「先生たちみんな、あなたの味方だからね、安心してね。」

NGワード

「あとは、全部先生に任せてね。」
「先生が何とかしてあげるからね。」

組織で対応しよう！

組織で対応することが、基本です。一人で全て解決しようと思うことは間違いです。

③ 保護者への迅速・丁寧な対応

→ 迅速に、ていねいに！

保護者の理解を得よう！

OK feeling

(お子さんのために、何とか力になりたい。)
(お子さんや保護者の思いを受け止めたい)

NG feeling

(うわあ、またあの保護者か。)、(めんどくさいなあ。)、(それは違うよ。)
(いじめられたのには、理由があるんだよ)、(分かっていないなあ。)

★言葉以外のことでも「伝わる」ことを意識しよう！

- 言葉以外の非言語的表現（表情や態度、声のトーンなど）で伝わった印象のために、あらぬ誤解を招き、解決が困難になることがあります。子供と同様に保護者の気持ちに寄り添い、傾聴する姿勢を前面に出すことが大切です。
- 「子供のために、保護者と教職員が問題解決のために共に取り組んでいきましょう。」という前向きな気持ちが保護者に伝わるように、じっくりと対応しましょう。

10 墨田区版 いじめ対応フローチャート(個人対応用)

いじめの疑い、発見・通報

確実に発見！！

「いじめ」の定義（いじめ防止対策推進法 平成25年）

いじめとは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

POINT1

- ★些細な兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、すぐに対処する。
- ★子供、保護者から相談・訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
 - いじめへのアンテナを高く立てる。
 - アイチェック、いじめアンケート調査の再確認する！
 - いじめへの疑いをもったら、即行動する！

★これも、いじめです！

- ① 好意で行った言動
「〇〇さんも意見を言いなよ。」
と発言を促した。

★これも、いじめです！

- ② 意図せずに行った言動
「何やっているんだ！」と注意した。

被害の子供が「心身の苦痛」を感じたら、それは、「いじめ」です！

報告・連絡・相談

一人で抱え込まない！！

POINT2

- 被害の子供の安全の確保を最優先する。
- 学年の教職員、他の教職員に報告する。
- 管理職及び「学校いじめ対策委員会」に報告する。
- 学校いじめ対策基本方針に則り、学校いじめ対策委員会で対応体制を整える。
- 学級の補教体制等、組織的に対応する。

11 墨田区版 いじめ対応フローチャート(組織対応用)

情報集約

全体像の把握

方針の決定

情報を基に、判断する！！

POINT3

- 「学校いじめ対策委員会」で校長の指示の下、事実確認の方策について検討する。
- 協議の結果に基づき、役割分担等を行い、事案の詳細を確認、その結果を同委員会に報告する。
- いじめの定義に基づき、いじめを認知する。
- 同委員会にて、指導方針・指導体制を決定し、職員会議等で共通理解を図る。
- 双方の保護者へ、事実報告を行い、今後の指導方針・体制を説明する。
- 校長が、墨田区教育委員会事務局指導室へ事態を報告する。

いじめの解消に向けた対応・指導

組織で対応！！

POINT4

- 指導体制に基づき、役割分担をして、指導にあたる。
- 学校サポートチームやPTA、地域の協力も適宜得る。
- 警察署、児童相談所等の関係機関、SC、SSW等との連携。
- 被害の子供への支援 加害の子供への指導・配慮
- 傍観者の子供への指導・支援 保護者への報告

事後対応

POINT5

★いじめの解消

- 子供の様子や心情の確実な把握。
- 関係する全ての子供の安心・安全の継続的確保。
- 学校いじめ対策委員会に状況報告し、同委員会が総合的に判断した上で、校長が判断。

教職員一人一人の熱意と、学校の組織力で実効性のあるものへ！！！！

おわりに

いじめの問題に対峙するとき、一番大切なことは発見したときに、積極的に子供に向き合うことです。いじめは、どの学校にもどの子供にも起こり得るとの認識の下、適切に対処していかなければなりません。いじめを受けている子供は、教職員に「SOS」を見過ごされた場合、どこにも行き場がなくなってしまいます。

子供の未来に責任をもつ教職員として、そのことを決して忘れないでください。

「いじめ防止対策推進法」第8条(学校及び学校の教職員の責務)の規定により、全ての教職員に「いじめ」への迅速な対処責任があります。

いじめの存在を感じて、適切に対処しない場合は、法の規定に違反することとなります。

(参考文献・引用文献等)

- ・ いじめ防止対策推進法 (平成25年法律71号)
- ・ いじめの防止等のための基本的な方針 (平成25年10月11日 文部科学大臣決定)
- ・ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
- ・ いじめ総合対策【第2次 上・下巻】(平成29年3月 東京都教育委員会)
- ・ 墨田区いじめ防止対策基本方針
- ・ 墨田区教育委員会いじめ防止プログラム
- ・ 墨田区教育委員会いじめ問題専門委員会答申 (平成30年 月 日)
- ・ 法務省ホームページ